

川西文化会館昇降機扉前防煙シャッター設置工事

特 記 仕 様 書

令和8年7月

川西町教育委員会事務局社会教育課

## 川西文化会館昇降機扉前防煙シャッター設置工事特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、川西町（以下「発注者」という。）が実施する川西文化会館昇降機扉前防煙シャッター設置工事（以下「本工事」という。）に適用する。

### (目的)

第2条 本工事は、建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期検査報告における指摘事項を是正し、火災時における建物利用者の安全確保を図ることを目的とする。

### (工事の概要)

第3条 本工事の概要は、次のとおりとする。

- (1) 工事番号：川教社第8-6号
- (2) 工 事 名：川西文化会館昇降機扉前防煙シャッター設置工事
- (3) 工事場所：奈良県磯城郡川西町大字結崎 地内 川西文化会館
- (4) 工事期間：契約締結日の翌日から令和8年10月21日まで
- (5) 工事内容：防煙シャッター設置 計2基  
川西文化会館昇降機扉前1階及び2階

### (防煙シャッターの規格・性能)

第4条 本工事で設置する防煙シャッターは、以下の基準をすべて満たすものとする。

- (1) 遮煙性能：平成12年建設省告示第1369号に適合し、国土交通大臣の認定を受けた「随時閉鎖式防火設備（遮煙性能付）」であること。
- (2) 安全装置：火災連動による降下中、障害物を検知した際に停止又は反転上昇する「危害防止機構」を設けること。なお、障害物検知時の動作は、検知位置での一時停止又は反転上昇のいずれの方式であっても差し支えない。また、当該装置は一連の作動において、予備電源によりその機能が維持されるものであること。
- (3) 気密構造：座板及びガイドレール部には、法令に基づいた防煙材（シール材等）を施し、確実な遮煙性能を有すること。

### (施工範囲)

第5条 本工事における施工範囲は次のとおりとする。

- (1) システム連動については、既設の自動火災報知設備との連動設定、信号取り出し、配線及び連動試験一式を本工事費に含むものとする。
- (2) 巻上機部（ケース含む）は露出納まりとし、天井及び壁等の解体・撤去等は原則として行わないものとする。なお、施工上、天井及び壁等の解体・撤去

の必要が生じた場合、又は受注者の過失等により破損が発生した場合は、監督員に報告・協議のうえ、受注者の費用負担において現状復旧（塗装・内装仕上げ等）を行うこと。

(3) 本施設には石綿（アスベスト）を含有する建材が使用されている。本工事は天井材及び壁材を非破壊とすることを前提としているため、通常の施工において特別な石綿除去対策は必要としないものとする。ただし、万一、解体・撤去の必要が生じた場合、又は破損等が発生した場合（あるいはその恐れがある場合）は、直ちに作業を中止して監督員に報告し、建築物石綿含有建材調査者による事前調査の実施を含め、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、適切な飛散防止措置を講じること。この場合の費用負担等については、発注者と受注者で別途協議する。

(4) 2 階昇降機前の装飾品は発注時に撤去済みであるが、工事完了後に別途復元（再設置）される。復元位置の目安は、昇降機ホールの壁面ツラ位置（面位置）に合わせたところから、奥行きは 300mm、高さ等の位置は昇降機前にマスキングテープで表示しているので、受注者は、適切に復元スペースを確保できるよう留意すること。

(5) 本工事における行政手続きとして、消防用設備等に係る必要な届出書（着工届出書等）を工事着手前に所轄消防署へ提出すること。

(6) 提出書類は次のとおりとする。

ア 工事着手前：着手届、現場代理人選任届、施工計画書

イ 工事完了後：竣工届、施工写真、

完成図面（紙媒体 1 部、電子媒体（CAD、PDF 形式） 1 式）

（既存自動火災報知設備の概要（参考情報））

第 6 条 本工事で連動対象となる既存の自動火災報知設備（GR 型受信機）の概要は以下のとおりである。

(1) 製品タイプ：GR 型受信機

(2) 型式番号：受第 17～2～3 号（又はこれに類する仕様）

(3) 既設メーカー・型番：ニッタン株式会社製 RXN-621K2 (W:500) 相当（2018 年製造）

2 前項の規定は、連動に係る追加機器や改修部品等のメーカーを限定するものではない。既存システムとの連動・適合性が確保できるものであれば、同等品以上の製品の使用を認める。ただし、既存システムとの適合性については、受注者の責任において事前に確認すること。

（その他）

第 7 条 施工にあたっては、建物利用者の動線を確保し、安全管理に万全を期すこと。

2 既存設備との適合性を含め、施工上疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議すること。